

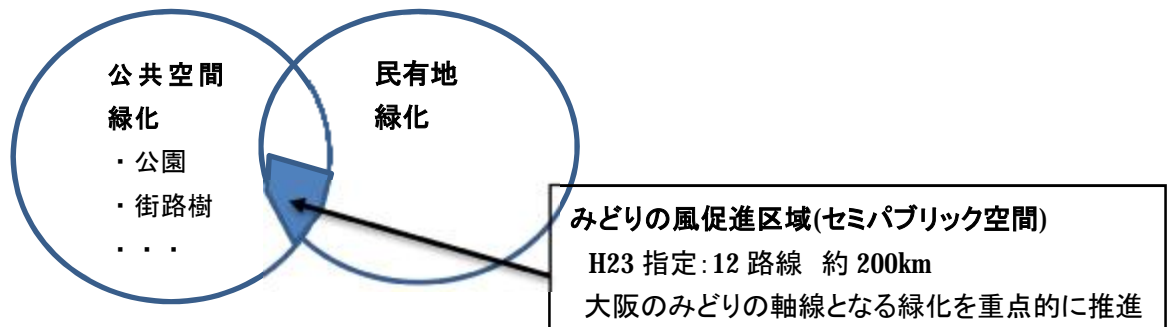
みどりの風の道形成（グリーンストリート支援）事業について

－みどりの風促進区域での新たな対策事業－

1 みどりの風促進区域について

海と山をつなぐみどりの太い軸線を形成し、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進し、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、道路や河川を中心に、一定幅（道路や河川の両側概ね 100メートル）の沿線民有地を含む区域を指定。

まずは府が先頭に立って重点的に緑化を行うことにより府民・企業の主体的なみどりづくりを促すとともに、都市計画手法による誘導策等により緑化を進める。



2 みどりの風促進区域の緑化にかかる財源・手法の考え方と新たな対策

(1) これまでの取組み －みどりの風促進区域重点緑化事業（H23～H25）－

- ① 公共空間の緑化(街路樹整備、中央分離帯の緑化)：一般財源
- ② 沿線民有地の緑化：
 - 植樹に必要な工事費等を支援：一般財源
 - 樹木の提供：みどりのネットワーク寄付金
 - 企業からの寄付(現物)提供

(参考) みどりのネットワーク寄付金について

- ・ 府道等の公共用地において府民協働で行う緑化活動、維持管理活動を対象に支援
- ・ みどりの風促進区域での植栽木の提供

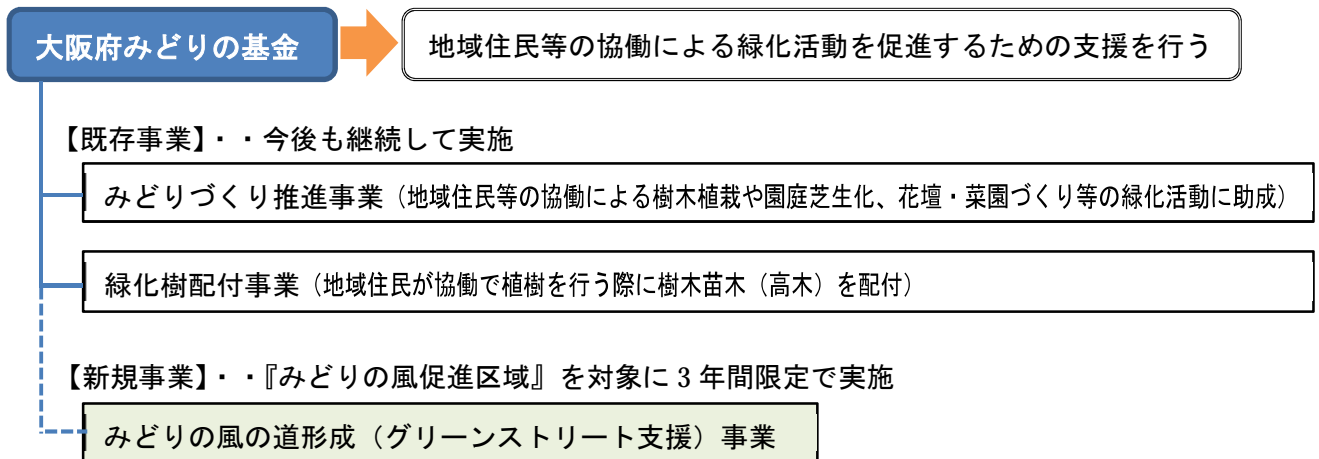
(2) 課題

- ① 3年間の重点取組みのあと、府民・企業が主体的になり、継続してみどりづくりに取り組んでいくことが必要。
- ② 従来の樹木植栽のみの手法では民有地の緑化スペースが少ない場所での対応ができず、連続した緑地空間の整備が難しいことから、実感できるみどりの創出が十分に図れない。

(3) 今後の対策 －みどりの風の道形成(グリーンストリート支援)事業－

- ① 民有地緑化を主とし、府民・企業が主体となったみどりづくりの拡大に向け、府が支援。
- ② 従来の緑化手法(樹木植栽の支援)に加え、つる性植物や大型プランターを用いた緑化にも取り組み、連続性のあるみどりづくりを進める。
- ③ 民有地の中でもセミパブリック空間における緑視効果の高いモデル的な緑化活動を対象に、期間を定めて重点的に支援。←『みどりの基金』を活用

《基金活用の考え方》



3 事業の概要

○企業・地域住民が申請する緑化計画に基づく樹木プランター等支援（プランA）

みどりの風促進区域内の主要路線沿道及びそれに交差する路線の沿道において、大型の樹木プランター、壁面緑化や立体花壇等を設置することにより、緑視率 25%を確保、又は樹木の成長に伴い確保が期待できる地域（既存のみどり及び他事業で整備する緑地を含む）を対象に、緑化に必要な資材の支援を行う。



ただし、1申請あたり5,000千円を支援上限とし、樹木の場合20本以上植栽するものに限る。

- ・支援対象資材：樹木（20本以上）、大型プランター・雨水利用施設等資材、土・肥料、多年草（つる性植物を含む）、立体花壇、緑化フェンス
※単年草などの花は申請者負担
- ・壁面緑化や立体花壇など、自由に施設を設計し、必要な資材を申請
- ・まとまった緑化ができるものを対象とする（小規模なものは対象としない）
- ・緑化計画書を作成し、所管土木事務所と内容を調整の上、実施。
- ・整備後、5年間の緑化状況報告を義務付け。